

更正の請求ができる期間の延長と確定申告要件の緩和

1. はじめに

昨年 11 月末に成立した税制改正項目に、一定の場合に税務署に申告税額等の減額を求める更正の請求(国税通則法 23 条)ができる期間の延長(下記 2)と、確定申告において納税者がその制度を適用するものとして計算・記載等すること(確定申告要件)が適用の要件とされていた各税法の諸制度において、確定申告のみならず、修正申告や更正請求書における計算・記載等でも適用を認める措置の導入(下記 3)があります。

2. 更正の請求ができる期間の延長

法人税や所得税の申告書を提出した者は、申告した所得の金額又は税額等が、法律の規定に反した計算になっている、又は、当該計算に誤りがある等により過大となっているとき、税務署長に対しその過大部分を減額すべき旨の請求をすることができます。これが「更正の請求」です。改正前はこの請求(減額をすべき旨と理由を記した更正請求書の税務署への提出)の期限が、当該申告書の法定申告期限から原則「1 年以内」とされていましたが、今回の改正後は原則「5 年(法人税の欠損金額がもっと多かった、としてそれを増加させる請求については原則 9 年)以内」に延長されました。

この改正前でも、原則 1 年以内の更正の請求期限を過ぎた時点で、過大となっている税額等の減額をして欲しいときは、納税者が税務署に税額が過大になっている事情を述べた「嘆願書」を提出することで、税務署が嘆願に係る事実を確認し、法令の適用誤り等によって税額等が過大となっていることを認めれば、その嘆願に沿った減額をする実務上の慣行はありました。(国税庁が最近導入した、嘆願書と同等の運用上の制度が「更正の申出書」です。国税庁 HP 参照。)

しかし、嘆願書の場合は、税務署(の担当者)は、「マイペース」で処理すればよい事務でした。法に基づく制度である更正の請求であれば、3 ヶ月以内に減額すべき税額を実際に還付する手続き(国庫金を納税者の銀行口座へ送金する手続き)をしないと、国はその減額される本税に還付加算金(還付の遅れに対する利子に相当し、現在は年 4.3%で 3 ヶ月を超えた日数分相当額)を加えて還付しなければならず(同法 58 条)、そのような処理の遅れにより還付加算金相当の損失を国が負うことにならないよう、期限内に処理するべく税

務署内で進行管理されるところ、嘆願書に基づく減額・還付の場合は、その提出から仮に 10 ヶ月後に処理したとしても、還付加算金は一切支払われませんので、改正前の嘆願書による請求の処理は、有体にいうと先延ばし OK だったからです。今回の改正で更正の請求ができる期間が延長されたことで、改正前の嘆願書方式は、処理が遅れると還付加算金が生じる更正の請求として行われることになるので、税務署はマイペース処理ができなくなりました。

なお、この請求期間の延長が適用されるのは、新・国税通則法の施行期日である平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税(から)です。法人税の確定申告についていえば、平成 23 年 10 月末決算の法人の確定申告から、所得税についていえば、平成 23 年分の所得税の確定申告から延長された期限が適用されます(同法の今回改正に係る附則 36 条)。

3. 確定申告要件の緩和

確定申告要件が緩和された諸制度は、所得税では給与所得者の特定支出控除の特例 外国税額控除等で、法人税では 受取配当等の益金不算入 所得税額控除 外国税額控除等であり、いずれも納税者にとって適用するほうがしないよりも有利となる制度です。

これらの制度は、従前は、確定申告においてその制度の適用に係る計算や必要な記載をしている場合に限り、その記載した金額を限度として、その制度を適用した所得の金額や税額の計算が認められました。改正後は確定申告での計算・記載等を失念した場合、修正申告書又は更正請求書に、確定申告で行う場合と同等の計算・記載等を行うことにより後から制度の適用をすることも認められることになりました。修正申告書による場合は例外的でしょうから、更正の請求による場合(その適用の請求につき、税務署がチェックして適法と認めることが必要)が大半でしょう。これらの制度の確定申告要件の緩和は、更正の請求の期限の延長と同様に平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税(から)適用されます。更正の請求の期限が上記の通り延長されましたので、確定申告時の適用失念による不利な状態は、法定申告期限から原則 5 年以内であれば、更正の請求等により回復されうるので。